

ご提出にあたって

①手続きの時期について

警察共済組合の年金の受取金融機関の変更手続は、**次の年金の支払日の前々月末まで**に行ってください。

また、変更後の新しい受取機関への支払いを確認するまでは、旧口座はそのままにしておいてください。

②年金コード欄について

受給権発生年月日が平成27年10月1日以降の年金については、警察共済組合へのお届けで、他の公的年金の受取金融機関の変更手続をできるようになりました。

変更を希望される場合は、「年金コード」欄に受取金融機関を変更したい年金の種類に係る年金コード（裏面参照）を記入してください。警察共済組合の年金の受取金融機関も変更したい方は、その年金に係る年金コードも記入してください。

○受給している全ての年金を変更したい場合

警察共済組合の年金を含めた、受給中の全ての年金について受取金融機関を変更したい場合は、「年金コード」欄にある「受給しているすべての年金」を○で囲んでください。

その場合、年金コードの記入は不要です。

○年金コードの記入がなかった場合

「年金コード」欄が空欄の場合は、警察共済組合の年金のみを変更いたします。

受給権発生年月日が平成27年9月30日以前の年金については、ご自身でその年金の裁定機関（最寄りの年金事務所等）で手続きをしてください。

※お持ちの年金の受給権発生年月日については、年金証書にてご確認ください。

＜送付先＞

〒102-8588
東京都千代田区三番町6-8
警察共済組合本部事務局年金部
年金審査課

＜お問い合わせ先＞

年金相談センター
電話：03-5213-7570
受付時間：9:00～17:30
（土日及び祝日を除く）

○年金コード

	年金の種類		年金コード	
地方公務員共済組合（警察共済等）が支給する年金	共済年金 厚生年金	退職共済年金	1170	
		老齢厚生年金	1130	
		障害共済年金	1370	
		障害厚生年金	1330	
		遺族共済年金	1470	
		遺族厚生年金	1430	
		退職年金	0160	
		通算退職年金	0260	
		障害年金	0360	
		遺族年金	0460	
		通算遺族年金	0960	
日本年金機構が支給する年金	国民年金	老齢基礎年金	1150	※年金コードの下一桁は「0」以外の場合がございます。「国民年金・厚生年金保険年金証書」によりご確認ください。 ※受給されている年金の種類が左欄に記載のない場合は「国民年金・厚生年金保険年金証書」によりご確認ください。
		障害基礎年金	1350・5350	
		遺族基礎年金	1450	
		老齢年金	0120・0220	
		障害年金	0620	
	厚生年金	老齢厚生年金	1150	
		障害厚生年金	1350	
		遺族厚生年金	1450	
		老齢年金	0130	
		障害年金	0330	
		遺族年金	0430	
国家公務員共済組合が支給する年金（平成27年10月1日以降）	厚生年金	老齢厚生年金	1120	※平成27年10月1日前の退職共済年金等及び旧共済法による退職年金等のコードは、「地方公務員共済組合が支給する年金」欄の年金コードを参照してください。
		障害厚生年金	1320	
		遺族厚生年金	1420	
日本私立学校振興・共済事業団が支給する年金（平成27年10月1日以降）	厚生年金	老齢厚生年金	1140	
		障害厚生年金	1340	
		遺族厚生年金	1440	

【年金受給権者 受取機関変更届の提出にあたって】

- ◎ 住所は番地、建物(マンション・アパート)名、部屋番号、〇〇方などまで正しくご記入ください。
- ◎ フリガナは、カタカナではっきりとご記入ください。
- ◎ 受給権者が自ら署名する場合は、押印は必要ありません。
- ◎ 届出者の方は、※印欄をご記入いただく必要はありません。
- ◎ 年金コード欄については、受取金融機関を変更したい年金の年金コードを記入してください。
受給中の全ての年金について受取金融機関を変更したい場合には、「受給しているすべての年金」に〇をしてください。
- ◎ 1 金融機関の「銀行」「金庫」「信組」「農協」「信連」「信漁連」「漁協」のいずれかに〇を付けてください。
- ◎ 漁協は、実施機関によっては送金できない場合があります。
- ◎ 1 金融機関の「本店」「支店」「出張所」「本所」「支所」のいずれかに〇を付けてください。
- ◎ 受取機関の変更は、次の年金の支払日の1か月以上前までに手続きをお願いします。
なお、変更後の新しい受取機関への初めての支払いを確認するまでは、念のために旧口座はそのままにしてくださいようお願いします。
- ◎ 口座名義については、受給権者ご本人の口座に限ります。

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明について

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。なお、次の書類の提出があれば、証明を受ける必要はありません。

預金通帳(貯金通帳)の写しその他の預金口座を明らかにすることができる書類を添付される場合

※預金通帳(貯金通帳)、キャッシュカードまたは金融機関が発行する書類のコピー等

※インターネット専業銀行等の場合には、インターネットからプリントアウトしたもの等

○金融機関の場合

金融機関名、支店名(支店コード)、口座番号、口座名義人フリガナ等の記載された部分を添付してください。

○ゆうちょ銀行(郵便局)の場合

貯金通帳の記号番号、口座名義人フリガナ等の記載された部分を添付してください。

* 貯蓄口座への振込はできませんのでご注意ください。また、インターネット専業銀行は年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。